

四日市市告示第 2 2 7 号

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

四日市市長 森 智 広

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱（令和 5 年四日市市告示第 1 6 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業)</p> <p>第 4 条 この補助金の対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。) は、臨海部コンビナート地区に立地する企業による事業化可能性調査のうち、次の各号の要件を全て満たす事業とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第 4 条 この補助金の対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。) は、臨海部コンビナート地区に立地する企業を含む 2 者以上の企業間連携による事業化可能性調査とし、次の各号の要件を全て満たす事業とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>
<p>(補助対象経費)</p> <p>第 5 条 補助対象経費は、前条の事業に必要な経費で次の各号に掲げるものとする。<u>ただし、他の公的機関から補助金の交付を受ける場合は、当該補助金額を補助対象経費から減じるものとする。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第 5 条 補助対象経費は、前条の事業に必要な経費で次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>
<p><u>(事業の区分、補助率及び補助限度額)</u></p>	<p><u>(補助率等)</u></p>

<p>第 6 条 <u>事業の区分、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第 6 条 <u>補助金は、前条の補助対象経費総額の 3 分の 1 以内とし、1 事業者につき 700 万円を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>
---	--

改正後		
別表（第 6 条関係）		
事業の区分	補助率	補助限度額
1 臨海部コンビナート地区に立地する企業が実施する 2 者以上の企業間連携による事業化可能性調査のうち、国又は国の補助事業実施委託先からの補助金の交付決定を受けたもの	1/2 以内	30,000 千円
2 臨海部コンビナート地区に立地する企業が実施する事業化可能性調査のうち、2 者以上の企業間連携によるもの	1/3 以内	15,000 千円
3 臨海部コンビナート地区に立地する企業が実施するその他の事業化可能性調査	1/3 以内	7,500 千円

改正前

第 1 号様式を次のように改める。

第3号様式から第7号様式までを次のように改める。

住 所

名 称

代表者

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金については、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 補助事業名

（事業の区分：区分1 区分2 区分3）

2 補助金交付金額 金 円

3 補助金交付の条件

- (1) 四日市市補助金交付規則及び四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

住 所

名 称

代表者

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金については、下記のとおり交付できませんので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1 補助事業名

（事業の区分：区分1 区分2 区分3）

2 不交付の理由

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業について下記のとおり計画を変更したいので、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 補助事業名

（事業の区分：区分1 区分2 区分3）

2 補助金変更申請額 金 円

3 変更の理由

4 変更の内容

住 所

名 称

代表者

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定し、年 月 日付けで計画変更承認申請のあった四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業の計画変更を承認したので、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1 補助事業名

（事業の区分：区分1 区分2 区分3）

2 補助金変更決定額 金 円

3 計画変更の内容

4 条件

- (1) 四日市市補助金交付規則及び四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業を完了したので、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

（事業の区分：区分1 区分2 区分3）

2 事業内容

別紙 事業報告書（第8号様式）のとおり

3 添付書類

- ・ 事業報告書（第8号様式）
- ・ 支出証拠書類（補助対象経費に係る契約書（契約を締結した場合に限る。）、請求書、領収書（口座振替済通知書）等の写し。）
- ・ 調査委託を実施した場合の報告書等の写し

第 9 号様式及び第 1 0 号様式を次のように改める。

住 所

名 称

代表者

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号 で交付決定した四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業については、四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1 補助事業名

（事業の区分：区分1 区分2 区分3）

2 確定補助金額 金 円

第10号様式（第13条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金請求書

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助事業名

（事業の区分：区分1 区分2 区分3）

2 補助金額 金 円

<振込先>

金融機関名	銀行 (金庫)	支店 (支所)
	1 普通・総合	2 当座 9 その他 ()
口座番号		
口座名義 (フリガナ)		

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(商工農水部工業振興課)